

環瀬戸内海地域交流促進協議会

設立趣旨（案）

平成26年度から本四高速料金が全国共通料金制度へと移行することは、環瀬戸内海地域が長年にわたり懸案としてきた全国との高速料金格差の是正が、いよいよ本格的に実現することを意味し、当地域のさらなる活性化に向け、交流を促進する環境が大きく前進したと言える。

また、平成26年は、「世界の宝石」とも称される瀬戸内海国立公園が、我が国最初の国立公園の一つとして昭和9年（1934年）に指定されて80周年、弘法大師空海が四国八十八ヶ所霊場を開創した弘仁6年（815年）から1200年という大きな節目の年でもある。

こうしたことから、これらを契機に「平成26年は環瀬戸内海経済文化交流圏形成元年」との認識の下、四国及び本州の瀬戸内海周辺地域の経済界、自治体等の関係者が一体となって様々な分野での交流を促進し、経済、生活、文化の一層の発展、向上を図ることを目的に本協議会を設立する。

環瀬戸内海地域交流促進協議会

設置要綱（案）

（目的）

第1条 環瀬戸内海地域交流促進協議会（以下「協議会」という。）は、環瀬戸内海地域の経済界、自治体等の関係者が一体となって様々な分野での交流を促進し、もって、経済、生活、文化の一層の発展、向上を図ることを目的とする。

（議事）

第2条 協議会は、次の事項について連絡、調整を行い、相互に連携、協力することにより効果の増進、拡大を図る。

- （1） 地域の情報発信
- （2） 観光連携に向けた取組
- （3） 産業連携に向けた取組
- （4） 生活、文化等における連携に向けた取組

（組織）

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員で構成する。

- 2 協議会に会長を置く。会長は四国経済連合会会長とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

（幹事会）

第4条 協議会に幹事会を置き、別表2に掲げる委員で構成する。

- 2 幹事会は、協議会の円滑な運営を補助し、実質的な調査・調整を行うものとする。

（事務局）

第5条 協議会の事務局は、国土交通省四国地方整備局及び本州四国連絡高速道路株式会社に置く。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成26年3月 日から施行する。

環瀬戸内海地域交流促進協議会

四国経済連合会	会	長（協議会会長）
〃		観光委員会委員長
〃		産業委員会委員長
中国経済連合会	会	長
兵庫県	副	知事
岡山県	副	知事
広島県	副	知事
徳島県	副	知事
香川県	副	知事
愛媛県	副	知事
高知県	副	知事
四国運輸局	局	長
中国地方整備局	局	長
四国地方整備局	局	長
本州四国連絡高速道路(株)	代表取締役	社長

環瀬戸内海地域交流促進協議会 幹事会

四国経済連合会	専務理事
中国経済連合会	専務理事
兵庫県	県土整備部長
岡山県	土木部長
〃	産業労働部審議監
広島県	土木局長
徳島県	政策創造部長
〃	県土整備部長
香川県	政策部長
愛媛県	経済労働部長
〃	土木部長
高知県	産業振興推進部長
〃	土木部長
四国運輸局	企画観光部長
中国地方整備局	企画部長
〃	道路部長
四国地方整備局	企画部長
〃	道路部長
本州四国連絡高速道路(株)	企画部長
〃	利用促進・お客様サービス室長